

介護予防通所リハビリテーション「花の丘」運営規程

(目的)

第1条 この規程は、西広島リハビリテーション病院に併設する介護予防通所リハビリテーション「花の丘」(以下「当施設」という。)の管理運営に関する事項を定め、家庭において要支援の状態にあり、主治医が介護予防通所リハビリテーションの必要性を認めた利用者に対し、日常生活上の支援と理学療法、作業療法、言語聴覚士が、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指すものとする。

(運営方針)

第2条 当施設は、前条の目的を達成するため、介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター、主治医、地域の指定居宅サービス事業者、関係する市町村、介護老人保健施設関係者との密接な連携に努め、利用者の処遇に万全を期するものとする。

(利用者の定員)

第3条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、50人とする。

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 広島市佐伯区(湯来町を除く)
- (2) 広島市西区一部(井口、井口鈴が台、井口台のみ)
- (3) 廿日市市一部(佐方のみ)

(管理者)

第5条 当施設を管理する者は施設長と称し、広島市長の承認を受けた者がその任に当るものとする。

(従業者の区分と定数)

第6条 当施設に勤務する従業者の定数は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第8章通所リハビリテーション第2節人員に関する基準の規定に定める員数を下回らないものとし、次の職員を置くものとする。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上(常勤換算方法による) |
| (3) 事務長(統括マネジャー) | 1名 |
| (4) 看護師・准看護師 | 1名以上(常勤換算方法による) |
| (5) 介護員 | 5名以上(常勤換算方法による) |
| (6) 理学(作業)療養士、言語聴覚士 | 3名以上(常勤換算方法による) |
| (7) 管理栄養士 | 1名以上 |

(職員の職務内容)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長
施設長は、当施設の業務を統括する。
- (2) 事務長（統括マネジャー）
事務長（統括マネジャー）は、施設長を補佐し、各部門への指示を行う。
- (3) 医師
医師は、利用者の診療および健康管理を行う。
- (4) 看護師・介護職
看護師・介護職は、利用者の看護、医学的管理の下における介護、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- (5) 理学療法士または作業療法士、言語聴覚士
理学療法士または作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）は、利用者の状態に応じた機能訓練を行う。
- (6) 管理栄養士
管理栄養士は、利用者の食事献立を作成するとともに、栄養指導を行う。

(対象者)

第8条 当施設は、利用者が日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い軽度者の状態に即した自立支援を目標とし、リハビリテーション等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設「花の丘」の通所リハビリテーション室において期間中、要支援状態の維持・改善のための機能訓練を提供するものとする。

(サービス内容及び手続の説明及び同意)

第9条 当施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当施設の運営規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込書のサービスの選択に資すると認められる重要事項の説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの開始及び終了)

第10条 地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、介護予防通所リハビリテーションの提供の開始前から終了に至るまでの利用者が継続的にサービスを利用できるよう必要な援助に務めるものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第11条 当施設は、正当な理由なく介護予防通所リハビリテーションの提供を拒否しないものとする。

(利用の手続き)

第12条 当施設を利用しようとする者は、施設長に申し出るものとする。

- 2 当施設は、利用を申し出た者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、介護予防通所リハビリテーションの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 3 利用者は、施設長に次の書類を提出しなければならない。
- (1) 介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーションサービス利用同意書
 - (2) 利用者が健康手帳を有している場合は、その健康手帳
 - (3) その他施設長が必要とするもの

(サービス提供困難時の措置)

第13条 当施設の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認められる場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の介護予防通所リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第14条 介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定申請等の援助)

第15条 介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない等の場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第17条 介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該介護予防通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該介護予防通所リハビリテーションについて介護保険法第39条第2項2号の規程により利用者に代わって支払いを受けるサービス料の額その他必要な事項を、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第18条 提供した介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者が健康手帳（老人保健法第13条の健康手帳）を有している場合は、その手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。

(利用料)

第19条 利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用について厚生労働大臣が定める費用のほか、介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担していただくことが適当と認められるものは実費とする。

(保険給付のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所リハビリテーションに係る費用の支払いを受けたときは、提供した介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの取扱方針)

第21条 当施設は、利用者に対して、次の各号に掲げる方針に基づき介護予防通所リハビリテーションを行うものとする。

- (1) 利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行うものとする。
- (2) 相当期間以上にわたり継続して通所する利用者については、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- (3) 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリ上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- (4) 提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第22条 作成内容は以下の通りとする。

- (1) 診療又は運動機能評価、作業能力評価等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する。
- (2) 介護予防通所リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成する。
- (3) 医師又は理学療法士等が、介護予防通所リハビリテーションの計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (4) 医師又は理学療法士等が、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。

(介護予防通所リハビリテーション計画等の変更の援助)

第23条 利用者が介護予防通所リハビリテーション計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(市町村への通知)

第24条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって介護保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(人権の擁護・虐待防止に関する事項)

第25条 当施設は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第26条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、これを行わないものとする。

- 2 医師は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、方法、期間及び理由を記載した文書を入所者及びその家族に示して同意を得るとともに診療録に記録するものとする。
- 3 緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合には、別途次の要件を定め、これを行うものとする。
 - (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成、及び、経過についての利用者等又はその家族への説明
- (2) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録

(営業日及び営業時間)

第27条 当施設の営業日、営業時間及び休業日は次の通りとする。

- 2 営業日 毎週月曜日から土曜日及び祝日とする。
年末年始（12月30、31日、1月1、2、3日）を除く。
- 3 営業時間 午前9時00分～午後5時00分（但し、送迎時間を除く）
- 4 サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分（但し、送迎時間は除く。）

(非常災害対策)

第28条 施設長は、非常災害の対策として、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 消火器、消火用水等の消火設備、非常口等の避難設備及び非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を点検整備する。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、所轄消防機関との連絡を密接にして、非難、救出及び消化器に関する訓練を定期的実施する。
- (3) その利用者の家族に対して連絡し連絡を密にする。

(緊急時における対応方法)

第29条 利用者の病状の急変等に備えるため、協力病院は西広島リハビリテーション病院、広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院、医療法人社団一陽会原田病院及び石原脳神経外科病院とする。

(衛生管理等)

- 第30条 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 当施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
 - 3 当施設内での感染症の発生、又はまん延を防止するよう適切な措置を講じるものとする。
 - 4 施設内は、きめ細かな空調等の管理によって常に適温に保ち、利用者が快適に生活できるよう配慮するものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第31条 褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、褥瘡予防に関わる施設の整備や基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて職員を配慮することにより、褥瘡発生の予防を行うものとする。
- 2 医療法人社団 朋和会は、褥瘡発生予防のための委員会を設置し、基礎知識の習得等研修に務めるものとする。

(機密保持)

- 第32条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も同様とする。
- 2 前項の規定に違反した者は、就業規則の定めるところにより懲戒処分に処する。
 - 3 利用者の個人情報の保護に関しては、医療法人社団 朋和会が定める個人情報の保護に関する諸規定により、これを保護するものとする。

(利益供与等の禁止)

- 第33条 地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(苦情処理)

- 第34条 当施設の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、この業務を通所所長、通所副主任が担当し、事務が補佐する。
- 2 苦情を受付けた通所所長、通所副主任は、その内容を速やかに事務長に報告し、事務長の指示に基づき関係職員と協議して対応する。
 - 3 事務長は、苦情の内容が重大なものである場合は、医療法人社団朋和会事業局統括本部長に報告し指示を受けるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第35条 事故が発生した場合は、職員は直ちに適切な措置を講じるとともに、施設長に報告するものとする。
- 2 事故の発生については、速やかに市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センターに連絡するものとする。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をするものとする。
 - 4 事故の原因を解明し、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、再発防止の対策を講じるものとする。
 - 5 医療法人社団 朋和会は、医療安全対策委員会を設置し、事故発生の防止及び発生時の対応について安全指針を定め、施設内等発生した介護事故、ヒヤリハット事例を分析し、事故などの発生原因、結果等を取りまとめ防止策を検討するものとする。
 - 6 医療安全対策委員会では、職員に対する事故発生防止のための研修を行い、事故

防止のための適切な知識の普及・啓発を行い、安全管理の徹底を図るものとする。

(事故発生時の報告)

第35条の2 前条第2項の規定に定める市町村への事故発生に係る連絡は、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 利用者が死亡又は医療機関での医療を必要とする事故が発生したとき。
- (2) 利用者の財物を毀損若しくは滅失したため、利用者等との間に紛争が起こったとき。
- (3) ノロウィルス、インフルエンザ等感染症が発生したとき。
- (4) 賠償すべき事故が発生したとき又は損害賠償を行うこととなったとき。
- (5) 当該事故について市町村へ連絡することが必要であると判断したとき。

(掲示)

第36条 利用者に対してサービスを提供するため、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示し周知する。

(利用者の守るべき事項)

第37条 利用者は、職員の指導又は指示に従い、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を図るよう努めること。

- 2 利用者が当施設の規律に違反した場合は、利用を拒否する場合があること。
- 3 その他当施設が別に定める事項を守ること。

(記録の整備)

第38条 当施設は、従事者、設備、備品及び会計等、下記に関する諸記録を整備し、その完結から5年間保存するものとする。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に関する記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(会計の区分)

第39条 施設と併設している事業所の場合は、会計とその他事業の会計を区分するものとする。

(備付帳簿)

第40条 当施設には、次の帳簿を備える。

(1) 管理に関する記録

- イ 事業日誌
- ロ 従業員の勤務状況表
- ハ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- ニ 市町村への通知記録
- ホ 苦情内容の記録
- ヘ 事故の状況記録及び処置の記録

(2) 利用者に関する記録

- イ 利用の経過及び結果

- (3) 介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録
 - イ 利用者の台帳(病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの)
 - ロ 機能訓練等の記録
 - ハ 介護予防通所リハビリテーション計画
 - ニ 提供したサービス内容の記録
- (4) 会計に関する記録
 - イ 収入、支出に関する帳簿
 - ロ 利用料に関する書類
 - ハ その他証拠書類
- (5) 施設及び構造整備に関する記録
 - イ 資産に関する帳簿
 - ロ 施設の構造設備に関する書類

(その他運営に関する重要事項)

第41条 当施設は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研修・研究の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(当施設に対する関係規程の準用)

第42条 この規程に定めのない事項は、医療法人 社団 朋和会の規程を準用する。
2 この規程の施行に必要な細則は、施設長が別に定める。

- 附則1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成25年8月1日から実施する。
 - 3 この規程の一部を改正し、平成26年3月1日から実施する。
 - 4 この規程の一部を改正し、令和元年11月1日から実施する。
 - 5 この規程の一部を改正し、令和7年8月1日から実施する。